

## 第 4 次静岡県循環型社会形成計画の策定

(くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課)

### 1 要 旨

第 3 次静岡県循環型社会形成計画（平成 28 年度～令和 3 年度）の計画期間が満了するため、次期計画を令和 3 年度中に策定する。

### 2 計画の位置付け

- ・本計画は法令等に基づく以下の 2 つの計画に位置付けられる。

計 画 名	根拠法令及び計画
循環型社会形成計画	国の第 3 次循環型社会形成推進基本計画
廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・県の総合計画を環境面から補完する「静岡県環境基本計画」の廃棄物分野の個別計画にも位置付けられる。

### 3 第 3 次静岡県循環型社会形成計画（現行）の概要

計画期間	平成 28 年度から令和 3 年度まで(計画期間 6 年間) (令和元年度に 1 年延長)				
基本目標	県民総参加による循環型社会の形成 ～付加価値化 upcycle を目指して～				
標 語	あーす(明日・Earth)のために“もったいない!!”衣・食・住でごみ削減				
目標指標	区分	目標指標	H25 (基準)	H30 (現状)	R 3 (目標)
	一般廃棄物	1 人 1 日当たりの排出量(g/人日)	917	886	815
		最終処分率(最終処分量/排出量) (%)	6.3	4.9	3.9
	産業廃棄物	最終処分率(最終処分量/排出量) (%)	1.8	2.2	1.8
* 第 2 次計画までは排出量を指標としていたが、経済情勢の影響を受けやすい傾向があるため、資源化等の取組の進捗を表す「最終処分率」を指標とした。					
基本方針	基本方針 1 循環資源の 3 R の推進 基本方針 2 廃棄物適正処理の推進 基本方針 3 循環型社会を担う基盤づくり				

#### (参考) 県計画と関連する国計画等の策定期

策定期	H15 3月	H17 5月	H18 3月	H20 3月	H22 12月	H23 3月	H25 5月	H28 1月	H28 3月	H30 6月	R4 3月
計画等											
循環型社会形成 推進基本計画 (国)	●第1次計画策定		●第2次計画策定			●第3次計画策定			●第4次計画 策定		
廃棄物処理 基本方針(国)		改正			改正			改正			
静岡県循環型社 会形成計画			○ 第1次計画 策定			○ 第2次計画 策定			○ 第3次計画 策定		○ 第4次計画 策定

※ 廃棄物処理基本方針(国) 次期改定未定(令和 2～3 年頃)

※ 静岡県循環型社会形成計画 第 4 次計画(令和 4 年度～) 令和 3 年度策定予定

#### 4 第4次静岡県循環型社会形成計画策定の背景・課題

- 一般廃棄物排出量の削減が頭打ちとなっているため、継続的な削減に取り組む。
- 国際的な課題となっている海洋プラスチックごみ問題に的確に対応し、県民が一丸となって海洋プラスチックごみの発生抑制、海洋流出防止に取り組む。
- 食品ロスの削減のため、家庭系・事業系のそれぞれからの排出の削減を図る。
- 新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変化に伴う、ごみの量や組成の変化を的確に把握し、適切に対応する。
- 頻発する災害に伴って発生する廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。
- 人口減少による非効率なごみ処理施設運営等の課題に対応するため、市町と連携のもと、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を推進する。
- 高濃度PCB廃棄物について、期限内の確実かつ適正な処理の推進を図る。
- 不法投棄の小規模ゲリラ化、リサイクルや有価物と称した偽装、廃棄物混じりの残土を土地造成等に誤用するなど、不適正処理を見抜くことが難しくなっていることから、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の拡大を未然防止する必要がある。

#### 5 第4次静岡県循環型社会形成計画の主な内容

第3次計画の取組を継続するほか、社会情勢の変化や新たな課題を踏まえ、サーキュラー・エコノミーの視点を取り入れながら、以下の項目を柱として構成する。

- (1) 循環資源の3Rの推進
- (2) 廃棄物適正処理の推進
- (3) プラスチック対策の推進
- (4) 食品ロス対策の推進（食品ロス削減推進計画）

#### 6 次期（第4次）計画の計画期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

#### 7 スケジュール（予定）

令和3年4月～	骨子・素案作成、検討	
	廃棄物リサイクル部会	2回程度
9月	環境審議会	中間報告
11～12月	パブリックコメント	
令和4年2月	環境審議会	答申
3月	策定、公表	